

教第71号議案

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則について
神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月27日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

理由

神戸市学校体育施設予約システムを活用した中学校体育館の夜間開放事業を円滑に実施するにあたり、必要な事項を定めるため。

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則

神戸市立学校施設目的外使用規則（昭和42年10月教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(用語の定義) 第2条 [略] 2～4 [略] 5 この規則において「 <u>予約システム</u> 」 とは、学校施設開放事業において、 学校施設開放運営委員会による運営 のほか、インターネットを介して学 校施設の空き状況の確認、使用の申 込み等学校施設の使用に関する事務 を電子計算機により自動的に処理す る <u>神戸市学校体育施設予約システ ム</u> をいう。	(用語の定義) 第2条 [略] 2～4 [略] 5 この規則において「 <u>神戸市学校体 育施設予約システム</u> 」とは、学校施 設開放事業において、学校施設開放 運営委員会による運営のほか、イン ターネットを介して学校施設の空き 状況の確認、使用の申込み等学校施 設の使用に関する事務を電子計算機 により自動的に処理する <u>システム</u> をいう。

(予約システムの利用者登録)

第8条 予約システムを利用して使用の許可を受けようとする団体は、次に掲げる要件を満たしていることを示した申請書を教育長に提出し、あらかじめ登録を受けるものとする。

(1)～(3) [略]

2 教育長は、前項の登録(以下「利用者登録」という。)を受けた団体が、学校施設の管理運営上重大な支障が生じる行為又は生じる恐れがあると認められる行為をした場合、当該団体の利用者登録を廃止し、又は当該団体の予約システムの利用を制限することができる。

3 前項の規定により利用者登録を廃止した団体については、再度の登録をすることができない。

(神戸市学校体育施設予約システムの利用者登録)

第8条 神戸市学校体育施設予約システムを利用して使用の許可を受けようとする団体は、次に掲げる要件を満たしていることを示した申請書を教育長に提出し、あらかじめ登録を受けるものとする。

(1)～(3) [略]

様式第4号中「神戸市教育長 様」を「神戸市教育長 あて」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則等の概要

1. 改正の趣旨

神戸市では、学校教育に支障のない範囲において、学校施設を地域住民の交流・生涯学習の拠点として開放する学校施設開放事業を実施しています。

令和4年11月からは、子供たちの体力向上、市民の健康増進、開かれた親しみやすい学校づくりを一層進めるため、ICT（神戸市学校体育施設予約システム）を活用した中学校体育館の夜間開放を開始しました。

一方、一部では、不適切な使用により、学校の施設・設備が損傷するなど、学校施設の管理運営に重大な支障をきたした事案も発生しています。

今後、こうした行為の抑止を図り、学校施設開放事業を円滑に実施していくことを目的として、以下のとおり神戸市立学校施設目的外使用規則（以下、「規則」という。）の一部改正等を行います。

2. 改正の概要

- ・規則に、学校施設の管理運営上重大な支障が生じる行為、又は生じる恐れがあると認められる行為をした団体については、神戸市学校体育施設予約システム（以下、「予約システムという。」）の利用者登録を廃止、又は予約システムの利用を制限することができる旨の規定を追加。
- ・上記規定により利用者登録を廃止した団体については、再度、利用者登録をすることができない旨の規定を追加。

<学校施設の管理運営上重大な支障の例>

- (1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明した場合。
- (2) 登録者への通知又は連絡を行うことができないと認めた場合。
- (3) 予約システムや学校施設を故意若しくは重大な過失により破壊し又はその運営を妨害した場合。
- (4) 供用時間を超えて学校施設を使用した場合。
- (5) 学校施設の原状回復を行わない場合。
- (6) 規則又はこの要綱の規定に違反した場合。
- (7) その他教育長が予約システム又は学校施設を利用する者として適当でないと認めた場合。

※上記（1）～（7）については、要綱で規定

3. 施行予定日

令和5年4月1日